

個人情報の保護に関する法律

各自治会で御留意いただく事項について

①自治会加入申込書について

※個人情報を集める際に、「利用目的」を特定する。(法第17条第1項)

※本人から書面に記載された個人情報を取得する場合には、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。(法第21条第2項)

(記載例)

- ・私は、自治会に加入したいので、本書のとおり申し込みます。
なお、申込書記入に際し、下記の「個人情報の取扱いについて」に同意します。

申込書本人記載事項：住所、氏名、電話番号等
(各自治会の加入申込書記入事項)

◎個人情報の取扱いについて

・御記入いただいた個人情報は、自治会活動、会員相互及び役員との諸連絡、災害時の避難等の際に利用します。

・自治会では、活動及び運営を円滑にするために会員名簿を作成し、名簿に記載する会員等関係者に対して配布します。

・御記入いただいた情報は、法令により認められる場合を除き、上記の目的以外で使用したり、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

②総会資料、会員名簿等の取扱い注意喚起について

※取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。(法第23条)

(記載例)

取扱注意

この名簿(又は資料)には、会員の個人情報が含まれています。取扱いには十分に注意し、情報の流出(紛失・盗難・転売等)防止に努めてください。

③名簿記載事項修正に関する連絡先の周知について

※個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
(法第22条)

(記載例)

この名簿(又は資料)の記載事項について訂正又は修正がある場合には、下記までご連絡ください。

<各自治会の名簿担当者の氏名・連絡先>

④個人情報を第三者に提供する場合の留意点について

※(第三者提供の制限)～次に掲げる場合を除くほか、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(第27条)

・提供の際に本人の同意が不要なケース

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、財産を守る場合(災害など)
- 3 委託先に提供する場合(名簿の印刷など)

※個人データを第三者に提供したときは、記録を作成する必要があります。